

2018年（平成30年）7月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税，固定資産税，軽自動車税に関することに係る
個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人
通知の省略について（答申）

2018年（平成30年）6月27日付けで諮問（第931号）された個人の市民
税及び県民税，固定資産税，軽自動車税に関することに係る個人情報を目的外に提供
すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について，次のとおり答申
します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があ
ると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人
通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供す
る必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は，次の
とおりである。

(1) 諮問に至った経過

大阪高等検察庁検察官検事から，刑事訴訟法第507条の規定に基づき裁判執
行のため，裁判執行関係事項照会書により，個人の所得に関する課税情報につい
て照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のために提供しなければ
ならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねら
れている場合に該当するため，大阪高等検察庁検察官検事に個人の所得に関する
課税情報を目的外に提供することについて，条例第12条の規定に基づき，藤沢
市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 課税台帳等情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

- (ア) 氏名
- (イ) 住所

- (ウ) 生年月日
- (エ) 2017年(平成29年)の所得原因
- (オ) 2017年(平成29年)の職業
- (カ) 2017年(平成29年)の給与支払者の名称及び所在地(給与支払報告書の写し)
- (キ) 平成30年度の市民税県民税額及びその徴収状況
- (ク) 固定資産額及び最近1年間の徴収状況
- (ケ) 所有している不動産の有無
- (コ) 税納付義務のある軽自動車等の車両の登録番号

イ 目的外に提供する相手方
大阪高等検察庁検察官検事

ウ 目的外提供の根拠規定
刑事訴訟法第507条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した大阪高等検察庁検察官検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、裁判執行の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について大阪高等検察庁検察官検事に聞き取りしたところ、「照会対象者は2008年(平成20年)10月21日に大阪高等裁判所にて裁判の判決が出ており、罪名は窃盗、有印私文書偽造、偽造有印私文書行使及び詐欺とのことで、訴訟費用の支払いに関して徴収金が出ており、所得情報を調査する必要がある。」とのことである。

なお、当該裁判の裁判所、判決日及び事件番号については確認している。

本件の目的外に提供する個人情報は、個人の所得に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、裁判執行のために行うものであり、本人通知をした場合には、裁判執行の遂行に支障が生じることを照会元である大阪高等検察庁検察官検事に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 裁判執行関係事項照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のと通りの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した大阪高等検察庁検察官検事によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、照会対象者は2008年（平成20年）10月21日に大阪高等裁判所にて裁判の判決が出ており、罪名は窃盗、有印私文書偽造、偽造有印私文書行使及び詐欺とのことで、訴訟費用の支払いに関して徴収金が出ており、所得情報を調査する必要がある、とのことである。

なお、当該裁判の裁判所、判決日及び事件番号については確認している。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、個人の所得に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、裁判執行のために行うものであり、本人通知をした場合には、裁判執行の遂行に支障が生じることを照会元である大阪高等検察庁検察官検事に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上